

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨（全文）

日 時：令和4年8月3日（水） 午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室及びオンライン
出席者：足立智昭会長，本凶愛実副会長，齋藤勇介委員，佐々木貴子委員，佐藤善司委員，佐藤憲康委員，関澄子委員，高野幸子委員，竹下小百合委員，津田まりえ委員（以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
大友浩委員（以上，次世代育成支援対策地域協議会委員）
大橋雄介委員，佐々木とし子委員，佐藤作智栄委員，塩野悦子委員（以上，子ども・子育て会議委員）

【1 開会】

○司会（子育て社会推進課）

お時間となりましたので，始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。司会を務めます子育て社会推進課の佐藤でございます。

この会議は，「次世代育成支援対策地域協議会条例」及び「子ども・子育て会議条例」に基づくそれぞれの会議を合同で開催しております。

それでは，昨年12月に両会議における委員の一斉改選がございましたことから，改めまして，委員にご就任いただいた方をご紹介します。

50音順で，はじめに，本会場に御出席の委員をご紹介します。

足立 智昭（あだち ともあき）委員でございます。

大友 浩（おおとも ひろし）委員でございます。

大橋 雄介（おおはし ゆうすけ）委員でございます。

佐藤 善司（さとう ぜんじ）委員でございます。

関 澄子（せき ちょうこ）委員でございます。

以上，5名でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に，オンラインで御参加の委員でございます。

齋藤 勇介（さいとう ゆうすけ）委員でございます。

佐々木 貴子（ささき たかこ）委員でございます。

佐々木 とし子（ささき としこ）委員でございます。

佐藤 作智栄（さとう さちえ）委員でございます。

佐藤 憲康（さとう のりやす）委員でございます。

塩野 悦子（しおの えつこ）委員でございます。

高野 幸子（たかの さちこ）委員でございます。

竹下 小百合（たけした さゆり）委員でございます。

津田 まりえ（つだ まりえ）委員でございます。

本図 愛実（ほんず まなみ）委員でございます。

以上、10名でございます。よろしくお願い申し上げます。

また、本日も欠席の委員は、阿部 祥大（あべ しょうた）委員、泉 洋子（いずみ ようこ）委員、一條 美奈（いちじょう みな）委員、西城 あや（さいじょう あや）委員の4名でございます。

なお、事務局職員の紹介につきましては、お配りの名簿をもってかえさせていただきます。次に、データでお送りいたしました資料につきましては、確認させていただきます。

資料は、1-1から1-3の3種類、2-1から2-3までの3種類のほか、参考資料といたしまして、4種類の資料を配布又は送信しております。

本資料につきましては、作成に当たりまして時間を要してしまい、事前に文書でお送りすることができず、直前の配布になってしまったこと、また資料の差し替えなどありましたこと、お詫び申し上げます。次回以降、改善に努めてまいります。

次に、会議の成立についてご報告いたします。

本日は先ほど申し上げましたとおり、4名の委員がご欠席でございますが、次世代育成支援対策地域協議会においては15名中11名、子ども・子育て会議については17名中14名の委員の皆様にご出席をいただいております、いずれも過半数を上回ることから、条例の規定により、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、本会議については、情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。また、議事録は、県政情報センター及び県ホームページで公開することになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、保健福祉部長の伊藤よりご挨拶申し上げます。

【2 挨拶】

○保健福祉部長

みなさんおはようございます。保健福祉部長の伊藤でございます。WEB 会議でもありますので、着座で失礼いたします。

本日は、御多忙の中、また、お暑い中、お集まりいただきまして、また、オンラインでの参加のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

昨年の12月に委員改選がございまして、継続して委員をお引き受けいただいた10名の皆様、また、新たに委員になられました9名の皆様におかれましては、改めて御礼申し上げます。

新型コロナの状況ですけれども、感染力が強いと言われるオミクロン株の1つ「BA.5」の影響によりまして、県内の感染者数は先月末に過去最多を更新しております。新型コロナの影響は、広く県内に及んでおりまして、県では、引き続き感染拡大防止対策の徹底をお願いするとともに、ワクチンの3回目接種の推進や、高齢者、医療従事者の4回目摂取の実施に向けて対応を進めております。病床の確保など、医療提供体制の整備にも取り組んでいるところであります。

子ども・子育て環境にも幅広く影響が及んでおりますことから、県では、昨年度に引き続き、子ども食堂への助成やひとり親世帯への給付金支給などを実施し、困難な状況に直面している方々をしっかりと支えてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解と御協力をお願いしたいと思っております。

本日の会議では、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況や、昨年度改正されました「子ども・子育て県民条例」に対応する施策などを含めた見直し案について御説明し、皆様から御意見・御助言を頂戴したいと思っております。

県では、昨年度スタートした「新・宮城の将来ビジョン」において、子ども・子育て分野を政策推進の新たな柱と位置付けておりまして、このビジョンや「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援をさらに充実させていくため、全庁を挙げて積極的な施策展開を図ることとしております。

委員の皆様からの忌憚のない御意見・御提言をいただきまして、さらに施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、それぞれの委員のお立場から、また日々の現場の状況から、御意見を賜ればと思っております。

簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく申し上げます。

○司会

伊藤部長におきましては、公務のため、ここで退出させていただきます。

○伊藤部長

大変申し訳ありません。どうぞよろしくお願いいたします。

【3 会長及び副会長の選任】

○司会

次に、次第の3「会長及び副会長の選任」について、進めさせていただきます。

それでは、会長が就任されるまでの間、子育て社会推進課の長谷川課長が仮座長を務めさせていただきます。

○子育て社会推進課長

子育て社会推進課の長谷川でございます。

委員の皆様には、今回の委員就任にご快諾いただきましたことに、御礼申し上げます。

会長が選任されるまでの間ですけれども、仮座長を務めさせていただきます。すみません、着座させていただきます。

はじめに、会長及び副会長選任についてでございますけれども、「次世代育成支援対策地域協議会条例」第三条及び「子ども・子育て会議条例」第三条の規定によりまして、委員の皆様の互選によることとなっております。

会長及び副会長の選任についてどなたかご意見はございませんでしょうか。

○竹下委員

長谷川課長，よろしいでしょうか。

○子育て社会推進課長

竹下委員，よろしく申し上げます。

○竹下委員

ファザーリングジャパン東北の竹下です。もしよろしかったら，どちらの会議においても，会長は足立先生，副会長は本図先生がよろしいと思うのですが，いかがでしょうか。

○子育て社会推進課長

ご意見ありがとうございます。ただいま，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議のいずれにつきましても，宮城学院女子大学教授の足立委員に会長を，宮城教育大学教授の本図委員に副会長を，というご意見がございましたが，いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。足立委員に会長にご就任いただき，本図委員には副会長にご就任いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

では，足立会長より，ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○足立会長

おはようございます。足立です。今日はあいいうえお順で，たまたま正面に座ってしまったのですが，このままここでお話をさせていただきます。座らせていただきます。

私は，発達心理学が専門で，子ども発達や，子育て支援の領域の研究をしておりますけれども，東日本大震災以降ですね，子どもや家庭に関する宮城県の様々な指標というのは，残念ながら良好とはいえない数字で推移しているかなと思います。こうした指標の改善のためにも，本会の役割というのは大変大きいものであるように考えております。本日はオンラインと対面でのハイブリットの会議となっており，なかなかオンラインの先生方が手をあげにくい状況かとは思いますが，どうぞ，忌憚のないご意見いただきまして，議事が進むようにご協力お願いいたします。ありがとうございます。

○司会

ありがとうございました。

続きまして本図副会長より，ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本図副会長

皆様おはようございます。初めてお世話になりますが、足立会長を補佐するという大役をいただきまして、精一杯頑張らせていただきたいと思います。私は教育のところを専門にしております、制度とか経営が自分の守備範囲でございました。ということで、大変このような審議会に入れさせていただいて、勉強させていただくことをありがたいと思いますし、資料を拝見しまして、本当に大事な、どうしても福祉と教育のところでは分離することも多いので、そこを架橋して、子どもをファーストで、県民の皆様の付託に応えていく、そういう審議会は大事だなというふうに思っております。ご専門の皆様と一緒に勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○子育て社会推進課長

ありがとうございました。

それでは、これよりの議事進行につきましては、足立会長をお願いいたします。

【4 議事】

○足立会長

それでは、足立が議長を務めます。

先ほども申し上げましたように、本日はオンラインと対面でのハイブリッド形式となっております。お手数ですけれども、オンラインの委員の皆様には、ご発言の際には挙手と発声によりお知らせいただきたいと思います。また、ご発言以外のときには、ハウリング防止のために音声をミュートにさせていただき、発言される際はミュートを解除することをお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議題の1つ目、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

長谷川でございます。着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事（1）「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づく施策の実施状況についてのご報告をこれからさせていただくのですが、その前に、本日の資料にはございませんけれども、計画の位置づけなどについて、今回一斉改選もございましたので、ご説明申し上げたいと思います。

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく支援計画及び「みやぎ子ども・子育て県民条例」に基づく計画として策定しております。計画期間は令和2年度から6年度までの5年間でございます。

今年度が計画の3年目、中間年でございます。特に、「子ども・子育て支援法」に基づきまして、市町村が就学前の子どもの教育・保育の量の見込みとその確保方策について改めて検討

し、その数値に基づき、見直しをする時期に当たっております。通常の間見直し年ですと、この量の見込みについてのみ修正しておりましたけれども、今回は、昨年度に、学校に登校していない子どもたちの教育機会の確保に関しまして「みやぎ子ども・子育て県民条例」が改正されましたことから、主にその内容を反映させるための見直しもすることとしております。

また、本計画に基づく各種施策の実施状況につきましては、「次世代育成支援対策法」及び「みやぎ子ども・子育て県民条例」に基づきまして毎年公表することとしておりますことから、公表に先立ちまして、本日、この会議においてご報告をさせていただくものでございます。

前置きが長くなりましたけれども、それでは施策の実施状況につきまして、本計画に関する指標の状況についてご説明を申し上げます。

画面の資料が小さくて見づらいような場合、また、回線の関係上不具合が生じる可能性もございますが、その際には、さきにお配りいたしました資料をお手元のパソコンなどでお開きの上ご覧くださるようお願いいたします。

では、資料1-1になります。

計画の進捗状況に関する評価や検証を行うための指標といたしまして、11の指標を設定しております。時間の関係から、このうち合計特殊出生率、保育所等利用待機児童数及び11番目の県民意識調査による県民満足度の3つについてご説明いたします。

次のページ、2ページをお開き願います。

各指標の経年変化を示しております。

合計特殊出生率につきまして、ご説明申し上げます。注目度の高い数値でもございますので、少々長くなりますけれども、詳しくご説明させていただきます。

2021年、令和3年は、前年の1.20を0.05ポイント下回る過去最低の1.15となりました。全国との差はマイナス0.15ポイント。3年連続で東京に次いでワースト2位となっております。本県では20年前の2001年、平成13年に全国と同率の1.33となって以降、増減しながらも継続して全国を下回る状況となっております。

こうした状況を受けまして、これまで県では、「結婚・出産・子育てに関する意識調査」や東北大学高齢経済社会研究センターによる「県内市町村少子化対策検討スコアシートによる分析」、国の「地域少子化・働き方指標」のデータなどによって合計特殊出生率の分析を行ってまいりました。

これらの調査・分析結果等を踏まえまして、子育て世帯の経済的負担の軽減や結婚支援の取組といたしまして、平成28年度以降、乳幼児医療費助成の拡充や第3子の小学校入学時の費用の助成、子育て応援ローンの金利優遇、それから、結婚支援事業として婚活サポートセンターやAIマッチングシステムなど実施してまいりましたけれども、合計特殊出生率の改善には至っていない状況でございます。

さらに、今年6月に公表されました令和3年の合計特殊出生率の結果公表を受けまして、保健福祉部と企画部の合同チームで合計特殊出生率が低迷する要因等を分析した上で、東北大学経済学研究科の高齢経済社会研究センター長である吉田教授とも意見交換をさせていただきました。

この傾向といたしましては、20から30代の女性の有配偶率と出生率が低い、平均初婚年齢が全国で5番目に、第1子出生時年齢が全国で6番目にそれぞれ高いという状況が見られてお

ります。

全国的に平均初婚年齢が低いほど合計特殊出生率が高くなる傾向がありまして、また、県の意識調査の結果では未婚者、結婚していない方の約76%は子どもが欲しいと考えているとの結果が出ていますことから、希望する県民への早期結婚への支援強化が合計特殊出生率の改善につながるものと認識しております。結婚支援センターへの登録者増加への取組や結婚新生活に向けた経済的負担の軽減、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図ることとしております。

さらに、子育て支援の充実も不可欠でありまして、市町村が実施するきめ細かな子育て支援サービスを、子育て家庭が利用しやすくなるよう、利用料の無償化や負担軽減の取組も進めているところでございます。

一方で、長引く新型コロナウイルス感染症の影響も今後さらに出生率に影響してくるものと考えております。要因の解明には継続的な検討が必要でありますことから、分析を続けながら全庁挙げて積極的な施策展開を図りまして、希望する人が結婚できて、望む子どもの数を生み育てることができる社会の実現を目指してまいります。

次に、指標の2番目、保育所等利用待機児童数になります。

令和4年4月1日時点で、県全体の合計では待機児童75人、うち仙台市はゼロとなりました。保育所整備や認定こども園の移行によるものと認識しておりますが、いまだ待機児童が発生している市町もありますことから、引き続き国の保育所等整備交付金や県の基金などを活用しまして、地域の実情に合わせた待機児童解消に取り組んでまいります。

次に、11番、県民意識調査による県民満足度になります。最終ページである7ページをご覧ください。

こちら、「未来を担う子どもたちへの支援」に関する県民満足度についてご説明いたします。

「子ども・子育て支援法」の基本指針におきまして、計画の成果、アウトカムについて、住民満足度など用いて点検・評価することとされておりますため、本県では県民意識調査を用いて満足度を測ることとしております。このうち、震災復興計画に関して「未来を担う子どもたちへの支援」に関する取組につきまして、経年で見てまいりました。令和3年度の「満足」または「やや満足」につきましての合計は61.5%となりまして、前年度と比較いたしますと12.1ポイント高い結果となりまして、震災後初の6割台となりました。引き続き、より多くの皆様に子どもや子育てに関心を持っていただき、子どもを生み育てる希望や喜びを地域全体で共有できる社会づくりに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、主な事業の実施状況についてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

本計画に関連する施策の各項目におきまして、「推進する主な事業」として掲載しているものの令和3年度実施状況を一覧にしたものでございます。具体的な実施状況につきましては、表の右から2番目の欄の実施状況欄に記載のとおりとなっております。事業の数が大変多うございますので、先ほどご説明しました指標に関連する事業を中心に抜粋してご説明いたします。

1ページの事業番号6番、官民一体となって安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進に向けまして、「子育て県民運動推進事業」といたしまして、子育て家庭が協賛店舗で様々なサービスを受けられる「子育て支援パスポート事業」を実施いたしました。令和3

年度末時点で、利用登録者は約3万5,000人、協賛店舗数は約2,400店舗となっております。

また、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を推進するために、イクボス推進を担当しております共同参画社会推進課と共催いたしまして、企業の管理職向けセミナー、子育て当事者向けのセミナーをそれぞれオンラインで開催いたしまして、合計で118名が受講されました。

そのほか、子どもとお出かけしやすい環境整備の一環といたしまして、「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」を進め、県産材を使用した置き型授乳室を2基試作いたしまして県内にモデル設置をいたしました。今年度は新たに4基製作しまして、県内の商業施設等にモデル設置する予定としておりまして、引き続き、子育てしやすい環境整備と社会全体で子育てを応援する機運醸成を図ってまいります。

次に、4ページをご覧ください。

20番「待機児童解消推進事業」でございますが、令和3年度は、県の所管地域における認可保育所5件の施設整備や改修に要する経費を補助したほか、仙台市を含みます事業所内保育施設2件に対しまして保育環境整備に要する経費に対して補助を実施いたしました。

次に、22番「認定こども園促進事業」につきましてですが、施設整備や備品購入に要する経費の補助、アドバイザー派遣等を実施し、認定こども園への移行を促進いたしました。

次に、7ページをご覧ください。

37番「いじめ対策・不登校支援等推進事業」でございます。スクールソーシャルワーカーを希望する34市町村に延べ68人を配置したほか、各教育事務所に不登校支援ネットワークセンターを設置いたしまして、生徒や保護者の支援や教員の資質向上を図りました。また、生徒指導に課題を抱える学校に対しまして支援員を配置するとともに、支援員に助言を行うアドバイザーを配置いたしました。

次に、14ページをご覧ください。

71番「母子保健児童虐待予防事業」でございます。子ども総合センターにおいて母子保健福祉研修を開催しまして、市町村の母子保健児童福祉担当者や周産期医療関係職員計74人に受講いただいたほか、助産師による妊産婦電話相談窓口を設置いたしまして、延べ327件の相談に対応いたしました。

続いて、19ページをご覧ください。

92番「子どもの貧困対策推進事業」では、子どもの貧困対策事業を実施する市町村に補助金を交付したほか、新聞紙面を活用した子どもの貧困対策に係る啓発・広報や、子ども食堂の運営等に係る相談窓口の設置、子どもの居場所づくりのモデル事業の実施など、地域における子どもの貧困対策や活動団体の取組を支援いたしました。

続いて、21ページをご覧ください。

102番「いきいき男女共同参画推進事業」でございます。「女性のチカラを活かす企業認証制度」を実施しまして、令和4年3月末現在で508社の企業を認証いたしました。さらに、認証企業の中から「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」といたしまして4社を知事表彰しております。また、「男性の育児休業取得促進セミナー」を開催し197名にご参加いただいたほか、「『女性のチカラは企業のチカラ』普及推進セミナー」を開催し60名に参加いただきました。

その他の事業につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、就学前児童が利用する教育・保育の各種施設の認可等の状況についてご説明いたします。こちらは子ども・子育て支援法に基づく市町村の事業計画に係るデータになるものでございます。

資料1－3でございます。

今年度と昨年度の4月1日現在の施設数の状況をお示した表になっております。

資料の中段ぐらいになりますが、認定こども園は、令和4年4月1日現在、合計で149か所となり、前年比44か所と大きく増加いたしました。認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、保護者の就労状況を問わず利用が可能であるなどのメリットがあり、待機児童解消に向けた保育の受皿としての役割も期待されております。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」におきましては目標数を令和6年度までに150か所と設定しておりますが、引き続き、認定こども園への移行のための施設・設備の基準や手続に関する相談を受け入れるとともに、各種補助金などを活用して、より多くの施設設置に向けて、促進に向けて取組を継続してまいります。

長くなりましたが事務局からは以上でございます。

○足立会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況について説明がありました。事務局からの説明に対して、委員の皆さん、ご質問とかご意見ございましたらよろしく願いいたします。どうぞオンラインの委員の皆さん、何かございましたら手を挙げてミュートを解除いただきたいと思います。また、会場の委員の先生方、どうぞ手を挙げていただければと思います。では、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

NPO法人アスイクの大橋と申します。

幾つか質問があるのですけれども、まとめるのほうよろしいですか。それとも一個一個のほうがいいですか。（「まとめてでよろしいです」の声あり）まとめてでよろしいですか。4つほどあって、申し訳ありませんが、では、順番にご質問させていただきます。

まず、簡単な事実確認なのですが、合計特殊出生率の推移がございましたが、この宮城県のデータというのは、仙台市を含むデータなのか、それとも仙台市を除くデータなのかという事実確認が1点でございます。

続きまして、7ページの県民意識調査の結果についてなのですが、令和3年度の満足度がかなり数字で見ると上がっていると、「満足している」というところが10%から20%近くまで倍増していて、「わからない」というところが減っているという状況なのですけれども、結構数字としては大きな変化だと思うので、これはどんな背景があったというふうに分析されていらっしゃるのかという質問が2点目でございます。

続きまして、施策のほうの26分の7ページ、いじめ対策・不登校支援等推進事業に関する部分なのですが、これは質問というよりは意見というところが大きいかもしれませんが、教育機会確保法という比較的新しい法律が施行されて、かなり不登校に対しての考え方というのは変

わっている、その転換期かというふうには思いますけれども、やはり現場の学校の先生とかと接している中において、一部ではあると思うのですが、いまだに不登校というのはさぼりだとかそういったことをおっしゃる方が現場ではいらっしゃるという現状があると思いますので、そういった確保法の理念や考え方の浸透というところは、引き続き注力すべきなのかなというふうに感じておるということでございます。

長くなりましたがもう一つ、貧困対策の部分で26分の19ページでございます。92番になりますが、概要の指標のところにもありましたけれども、子どもの貧困対策計画の改正によって、基礎自治体が貧困計画を策定するということが努力義務になっておるわけでございますが、今は35分の10自治体しか計画を策定していないという現状があるというふうに書いておりました。計画をつくること自体がゴールではないと認識しておりますが、とはいえ、まだまだ各基礎自治体がこの貧困対策計画をつくるという意識が低いという現状があるというふうに思いますし、我々現場で活動している中においても、やはり自治体よっての温度差というのはすごく大きいというふうに実感しております。なので、この計画をつくっていない基礎自治体に対して今後どのようなアプローチをして、より各基礎自治体がこの子どもの貧困問題に対して、より関心や問題意識を持って計画をつくっていくために後押ししていくのかというそういった今後の施策としての方向性についてお聞かせいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○足立会長

4点、よろしく申し上げます。

○事務局

子育て社会推進課、長谷川でございます。

1つ目の合計特殊出生率の値、仙台市を含むのか、含まないのかというお話でしたけれども、仙台市を含む全県の数値となっております。

2番目の県民意識調査の結果で満足度が上がった理由ということでございますけれども、今回出てきました数値、震災復興計画10年を終えての結果ということをお聞きにいただいた上で満足度をお聞きした調査になっておりました。10年間の中で、児童福祉施設等の復旧が最終的に全部終わりました、見える形になったことも大きいのかなと思っております。

3つ目のいじめ・不登校の事業に関しまして、教育機会確保法の理念がまだ浸透していないのではないかといったご意見に関しまして、まだ現場の理解不足もあるだろうといったお話でございました。その点につきましては、次の議題でご説明させていただきます幸福計画の見直しにも大分関わってくるのですけれども、おっしゃるとおり、もっと理解を進めて取組のほうも進めていくべきであろうといった議論が県議会でもなされまして、その部分を進めていく形で今回計画の見直しを進めていくこととしております。

4つ目の貧困対策計画の自治体での策定数がまだ10にとどまっているといった件につきましてですけれども、ご意見のとおり、計画をつくること自体はゴールではありませんけれども、計画をつくる時点におきまして、その実態を調査したり課題を整理したりといったことが大変重要になってきますので、県としても計画策定市町村を増やしていきたいというふうに考えて

おります。

アプローチにつきましては、調査をするのにも予算が必要になるということもありまして、まずは補助金のほうで支援をするといったことをやっております。また、もう少し手厚くしていきたいとも思っております。

あわせて、市町村担当者に対する研修を進めておりまして、まず、市町村の担当者についても、よそでどういうことをやっているのか、または自分の地域でやっていることがここで足りているのかとかそういったことを含めまして、併せてその子どもの貧困の状況についても講師のお話を聞きながら意識を持っていただくといったことを含めて研修会をしております。今後もその担当者研修に併せまして、地域で貧困対策活動をしていらっしゃる方々も交えながら意見交換できるような場を持って、意識づけというか、計画に対して、必要だということを感じていただけるような対応をしていきたいと考えております。

いじめ・不登校の関係につきましては、義務教育課のほうから補足をさせていただきます。

○事務局

義務教育課でございます。

教育機会確保法の周知、学校現場への認識につきましては、私どもも常に意識をしながら進めているところでございます。昨年度においても、各学校へ分かりやすいリーフレットを配布しました。また、県政だよりも載せさせていただきまして、県民への周知も図っているところでございます。

ただ、まだまだ周知が隅々まで行き届いていないというところもあるかと思っておりますので、今年度も精力的に周知に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○足立会長

大橋委員、よろしいでしょうか。

○大橋委員

ありがとうございます。少しだけよろしいですか。

まず、貧困対策計画につきましては、各自自治体の担当者と話をすることも当然大事だと思うのですが、もう一つ、やっぱりその上の方といいますか、トップの方とかの意識というのも非常に大事だというふうに思いますので、そちらへのアプローチというのも我々の実感としてはすごく有効なのかなというふうに感じておりました。

もう1点、教育機会確保法の浸透というところでございますけれども、いろんなアプローチがあると思うのですが、例えば、新しく採用する教員や講師の方々の採用という段階でちゃんとそういった考えがあるのかとか、そういった入り口段階で見極めていくということも長期的には大事なアプローチなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○足立会長

ありがとうございます。ご意見として、事務局、受け止めております。

それでは、そのほかの委員の方から。では、大友委員、どうぞ。

○大友委員

公募委員の大友といいます。よろしくお願いします。

先ほどの大橋委員のお話と重なるのですけれども、私の心に響いたものがあったので、質問ではないのですけれども、感想というか意見です。

先ほど県民満足度の背景についてというご質問あったのだけれど、私、ああ、こんなに満足しているんだと思いました。実は私、去年の3月まで高校の教員をしていて、最後は支援学校の高等部で教員生活を終えたのですけれども、こういう教育関係のことに興味があって、今、東北大学のほうで研究しています。現場で働いている実感としては、今の高校生、子どもたちがとってもおとなしい。働いていると奨学金をかなり希望する割合が増えて、生活も大変なはずなのに、昔の子どもみたいになれない、教員に訴えない、とってもおとなしいいい子たちが増えているなど感じています。前に学歴アノミーという言葉があって、それから逸脱した子どもたちが結構荒れるという状況があったのですけれども、それから逸脱しても今の子どもたちは結構荒れないので、そこに私は不安を感じ続けてきたのですけれども、この満足を取ってもそういう背景を考えれば、この数値をもってそのまま楽観的に見るわけにはいかないんだろうなという思いがしました。感想です。

それと、教育機会確保法の話が出たのですけれども、恐らく、外国に籍を持つ子どもたちへの未就学問題という問題があって、それについての前川喜平さんが中心になって進めたんですか。高校の教員として働いていても、問題を抱えた子どもたちに対応する教育現場の意識としては、教育機会確保法の理念は浸透していないと私は思っています。また、あわせて、この法律のちょっと前に成立した障害者差別解消法、支援学校においてもこの法律の理念は浸透していないように感じています。先ほど教員採用の段階でというお話ありましたが、教員採用、それも一つの大切な政策だと思いますけれども、恐らく、日常的に問題のある子どもたちとか問題のある障害を抱えた子どもたちが出てきたときに、それについて動き出すときに恐らく、これに対しての理念とか確認、確認というか政策が進められれば、うまく言えないのですけれども、何かちょっと共感したので、意見として申し上げておきます。ありがとうございます。

○足立会長

何か事務局から、よろしいですか、ご意見として伺って。

それでは、時間の関係もありまして、議事を進めてまいりますけれども、もうお二人ぐらい、ご質問、ご意見伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。オンラインの先生方、委員の皆様、どうでしょうか。ご質問とかご意見ございませんでしょうか。

それでは、後でまたお時間ございましたらご意見等いただきますので、進めさせていただきます。

○足立会長

議題の(2)「みやぎ子ども・子育て幸福計画(令和2年度～令和6年度)」の見直し案についてでございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

長谷川でございます。

それでは、計画の見直し案につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料があちこちに行くんですけども、参考資料と資料2というものを合わせながらご説明をさせていただきます。

まず、見直しの柱とスケジュール、それから、見直しのきっかけとなりました条例改正の概要についてご説明いたします。

参考資料1の見直しのスケジュールを使いましてご説明いたします。

今回の見直しは、大きく2つの柱に分けられております。1つ目の柱は、各市町村の子ども・子育て支援事業計画に掲げます教育・保育の量の見込みと確保方策についてでございます。これは計画の後半にあります資料編に記載しているところなのですが、各市町村における保育の必要性のある子どもの数、イコール、量の見込みとなりますけれども、これを受け入れるための保育所整備等(確保方策)などについて、令和2年度から6年度までの5か年計画を各市町村が定めております。これについて、計画値と実績値に乖離が発生している市町村においては、計画期間の中間年であります今年度、令和4年度におきまして計画を見直すこととなっております。

この参考資料1の一番上の行になりますが、「市町村照会」と書いてある行になります。その部分が、この市町村の関係する部分のスケジュールとなっております。現在、各市町村では、実績値と計画値の乖離状況から、今年度その市町村計画を見直すかどうか含めて確認・検討を進めているところでありまして、見直しを実施する市町村におきましては、12月までにその内容を県に報告いただくこととしております。そこがまとまりましたら、そちらのほうの形がまた見えてくることとなります。

2つ目の柱でございますが、議員提案によりまして令和4年3月に改正されました「みやぎ子ども・子育て県民条例」を踏まえまして、計画本文及び掲載事業の見直しを図ることとしております。資料にあります行の上から2番目、こちらがそのスケジュールとなっております。

項目の上から3つ目、「審議会等」の欄をご覧ください。

条例改正を踏まえた計画の見直し案につきましては、本日これからご説明をいたしまして、その後、ご意見をいただいた上で再度調整いたしまして、9月には知事が本部長を務める庁内の会議でございまして次世代育成支援・少子化対策推進本部会議に諮ることとしております。その後、県議会の常任委員会に報告の上、11月にパブリックコメントを実施しまして広くご意見をいただく予定としてありまして、その後、最終調整をしまして、柱の1つ目である市町村の先ほど申し上げました数値も含めまして、令和5年2月に改めてこの審議会におきまして見直しの最終案をお諮りしたいと考えております。

続きまして、「みやぎ子ども・子育て県民条例」、この見直しにきっかけとなりました県民条例の改正の概要についてご説明申し上げます。

参考資料2になります。こちらの資料, 県議会のほうで作成したものでございますけれども, 条例改正に至った経緯や改正の内容につきまして, パブリックコメントの際に公表した資料となっております。趣旨ですとかが分かりやすく記載されておりますので, これによって説明させていただきます。

条例見直しの背景でございます。

この県民条例は平成27年に議員提案条例として制定されましたけれども, その後, 翌年に議員立法によって「教育機会確保法」が制定されておりました。ただ, 今, 現状においても, 学校に登校していない子どもたちが多く存在することなどから, 昨年度, 県議会におきまして改めて議論がなされまして, 法の趣旨である教育機会の確保を条例の中に取り入れまして, 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」にもその趣旨が反映されるように条例改正がされたところでございます。

2の条例改正の内容でございます。

改正の内容は, 大きく, 丸で示しております3つになっております。

1つ目は, 条例制定の目的と定義のところに「教育の機会を確保する」という趣旨が追加されました。

2つ目は, 基本的施策等に, 従来ありました「県として必要な体制の整備を図る」に加えまして, 「必要な取組を行う」との趣旨が追加されております。これにつきましては, 四角囲みでございまして, 学校に登校していない子どもの事情や意思の把握, その子どもと保護者の支援に関わる人材の育成, 先ほど教員というお話がありましたけれども, 教員も含めまして人材の育成など, そして, 多岐にわたる具体的な取組が「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の中で具体化されることを期待するとの思いが込められているとされております。

3つ目ですけれども, 県が行う広報活動について, 新たに「県民の理解を深める」という趣旨が追加されております。こちら, 「県民が必要な情報を適時かつ適切に得て理解を深めることができるよう広報活動を行う」という表現に改正されました。

参考資料3のほうにつきましてもお配りしておりますけれども, こちら新旧対照表になっておりますので, 時間がある際にご参考までにご覧いただければと存じます。

前置き長くなりましたけれども, ご説明いたしました「みやぎ子ども・子育て県民条例」の改正内容を踏まえた, 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の見直し案が, 本日の2つ目の議題となっております。

資料2-1をご覧いただければと思います。カラーの資料になります。

中間見直しの概要をまとめたものでございます。こちらは計画を策定した際, 令和2年に公表した概要版を修正する形で変更箇所を赤字で記載しております。

まず, 左上から, 計画見直しの趣旨でございますが, ここは条例改正の内容を踏まえたものとしております。

下の欄にいきまして, 見直しの対象となる計画期間は, 令和5年度と6年度となります。

計画の位置づけ, 基本理念, 理念達成のための視点につきましては, これらに関する条項の改正がございませんでしたので, 今のところ見直しの予定はございません。

資料左下にあります指標につきましてですけれども, これまで指標の4番目「不登校児童生徒の在籍者比率」というものを指標の項目としておりましたけれども, 条例改正の趣旨を踏ま

えまして、不登校児童生徒の数・比率を見ていくのではなく、「不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合」を新たな指標としたいと考えております。なお、現状値として黒文字で書かれている数値は令和2年の策定当時の数字のものでありますので、先ほどご説明申し上げた最新値とは異なるものでございます。

さて、資料中央から右側にかけてになりますが、こちらは「推進する施策と内容」について示しているものでございます。

まず、1の「社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり」の中に、新たに（5）としまして、「子ども・子育て支援に関する理解を深めるための広報」を追加しております。主な内容といたしまして、右側に行きますが、「県民が子ども・子育て支援に関する理解を深めるための広報活動を行う」としてしております。先ほどご説明しました条例改正におきまして、従来の広報活動に県民の理解を深めるという趣旨が追加されておまして、推進する施策としまして、「広報活動」に関する項目を新たに作りまして取組を進めていこうとするものでございます。

2つ目ですが、主な課題としまして、赤の囲みでしたところになっております。左側になりますが、こちら上から3番目の枠になりますが、課題として、「いじめ、不登校」となっていたところの「不登校」を削除しまして、課題に新たに「教育機会の確保」を追加いたしました。そして、施策の3の「子どもの成長を支える教育の推進」に（2）として「学校に登校していない子どもへの多様な学びの場の提供とその保護者も含めた支援の充実」という項目を追加するものでございます。右に行きまして、主な内容としましては、「学校に登校していない子どもの事情や意思を尊重し、子どもとその保護者を支援するとともに、支援に関わる人材を育成する」こととしております。

ただいま説明しました改正の概要につきまして、資料2-2のほうでもう少し詳しくご説明申し上げます。

資料2-2ですけれども、こちらのイメージとしましては、計画の本編を変更した場合のイメージとなります。

まず、新たな指標についてご説明いたします。右の枠で囲った部分でございます。

条例改正の趣旨にのっとりまして、新たに「不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合」に変更することとしておまして、現状値としましては、令和2年度現在で、小学校で75.8%。中学校で79.2%となっておりますが、令和6年度といたしましては、小学校で90%、中学校で94%となる目標値としております。

次に、新たに追加する2つの施策の項目についてご説明いたします。

施策1の（5）として新設いたします「広報」の部分でございます。「現状と課題」といたしまして、「子ども・子育て支援に関し、県民が必要な情報を適時かつ適切に得、理解を深めることができるよう、より効果的な情報発信が求められて」おりますことから、「基本的方向性」といたしまして、「SNSや専用サイトを活用しながら、子ども・子育て支援情報を適切に配信すること」、「市町村や子ども・子育て支援を行う様々な団体と連携を図り、効果的な広報活動を行う」こととしております。

これらを推進する主な事業としまして下に書いておりますけれども、「子育て県民運動推進事業」として開設しております「子育て支援情報サイト『みやぎっこ広場』」を活用して、引き続

き情報発信すること、「宮城県少子化対策市町村交付金事業」としまして、市町村が取り組む妊娠・出産・子育てに関する相談体制及び情報発信の充実強化につきまして、県が事業費の一部を補助することで優良事例の横展開を図ることなどを挙げております。

教育部分での事業といたしまして、「基本的生活習慣定着促進事業」によるSNSを活用した「ルルブル」の普及啓発や、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」としまして、いじめや学校に行けないことで悩む児童生徒や保護者の支援のために、相談・支援の内容や「教育機会確保法」を解説するリーフレットの作成・配布などによって周知していくこととしております。

これらの事業によって、県民が子ども・子育て支援に関し必要な情報を適時かつ適切に得て、理解を深められるよう情報発信してまいります。

続きまして、次のページ、2ページをご覧ください。

施策3「子どもの成長を支える教育の推進」の(2)として新設しました「学校に登校していない子どもとその保護者への支援」についてでございます。

「現状と課題」としまして、「社会的自立に向けた教育環境のさらなる充実が求められていること」、また、「子どもたちには、それぞれの背景や理由、多様な生活や学びの実態があり、適切な支援ができる人材の育成や、保護者が相談できる体制のさらなる充実が求められていること」から、これらに対応するため、「基本的方向性」としまして、「子どもたちにとっての教育機会の確保に向けた取組の一層の推進」と、「学校に登校していない子どもの保護者が学校外でも相談でき、「どこにいても、誰かとつながっている」体制の充実を図る」こと、「学校に登校していない子どもやその保護者の支援に関わる人材を育成する」ことといたしました。

これらを推進する主な事業といたしまして、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」では、「スクールソーシャルワーカーや心のケア支援員の学校への配置、各教育事務所に設置している不登校支援地域ネットワークセンターを中核として各関係機関が連携し、学校に登校していない子どもたちやその保護者を支援する」こと、「教育相談充実事業」では、「児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の支援と様々な課題に対応するためのスクールカウンセラー等の派遣」、「子どもの心のケアハウス運営支援事業」では、「学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の社会的自立に向けた支援や学習支援・心のケア等を行う」ことなどの取組を進めてまいります。

これらの事業を通しまして、子どもたち一人一人固有の背景、理由、多様な生活や学びの実態がある中で適切な支援に取り組むとともに、その人材の育成や保護者の相談体制を一層充実してまいります。

幸福計画の見直しの主な内容については以上でございますが、このほか条例改正に関わる部分ではありませんけれども、各項目、掲載事業において、時点修正や組織改編などを理由とした修正もこの機会ですで行うこととしております。資料2-3で新旧対照表により整理しておりますので、少しだけ説明させていただきます。

資料左側が現行の計画、右側が見直し案でございます。本文に掲載してる表やグラフにつきましては、本日は令和2年公表当時のものを掲載しております。令和5年2月の次回の審議会では最終案としてお示しさせていただきますけれども、その時点では最新のグラフ・データに直したいと思っております。

4ページをご覧ください。

「(3) 経済的支援等による子育て環境の整備」を推進する主な事業といたしまして、5ページのほうに移りますけれども、表の下のほう、「宮城県少子化対策市町村交付金事業」を追記しております。今年度から新たに、「産前産後から子育て期の保護者の負担軽減につながる各種サービスについて、その利用を促進するために実施する市町村の取組」に対しまして、利用料金の無償化や減免を実施する場合には県が補助するというメニューを開始しましたので、追加するものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

「幼児教育と小学校教育との連携・接続」について推進する主な事業に掲載しております「学ぶ土台づくり」普及啓発事業」につきましては、事業担当課が教育企画室から義務教育課に変わるとともに、令和3年に策定しました「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」に基づき取組を推進することとしたため、記載内容を修正するものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。

「(5) 次代の親の育成」の施策になりますが、ページをおめくりいただきまして29ページ、推進する主な事業の一番下の欄「若い世代のための少子化対策強化事業（若い世代のためのライフプランセミナー事業）」でございます。従来、大学生を対象にしていたものを、令和3年度から高校生を対象としたセミナーも実施していること、それから、事業の位置づけを「子育て県民運動」ではなく「若い世代のための少子化対策強化事業」に組み替えたことから、事業名と事業内容を修正しております。

駆け足でかいつまんでのご説明になりましたが、今回は中間見直しであることから、計画の全面見直しではなく、条例改正に伴うもの、それから、時点修正などを行うこととしております。

見直し案の内容については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○足立会長

ただいまの事務局から、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の見直し案について説明がありました。事務局からの説明に対して、委員の皆さんから、ご質問あるいはご意見を願います。いかがでしょうか。どうぞ、高野委員。

○高野委員

こんにちは。

質問なのですが、質問というより私の意見になると思うのですが、この資料が急だったので、よく読み切れてないとかそんなところがあって、今の県の方の説明に対しての質問になるかどうか分からないのですが、今、不登校について詳しくお話聞きましたけれども、私は保育所にもう48年いますけれども、こうやって50年近く子育て振り返ると、なぜ、前から私言ってるのですけれど、例えば食育についても何でもそうなのですけど、何でその小学校、中学校になってからの取組になるのか不思議なのね。要するに、不登校になる子というのは、保育所とかにいるときから考えられるわけね。それは結局、家庭も含めるんですよ。だから、保育所は不登校とかななくて、親が連れてくるか、迎えに来るかとか決まってますけれども、小学校とかになればもちろん1人で行きます。ただ、そういう環境に、学校に行く環境になっているのか

どうかというのは、もう保育所、幼稚園も合わせますけれども、始まっているわけね。だから、もう少しその子育て支援のことを考えるときに、私、毎年のように言うんですけど、もうオギャーと生まれたときから年齢を下げていただきたい。

それで、委員長の足立先生なんかは今、親と子の愛着関係とかそういうものは大変の問題になっているということで、私たちも勉強させていただいていますけれども、もう保育所において、親子関係がきちっと築かれてない。それは親さんがちゃんと子育てできない。それが親が悪いのかというと、私はそうではないだろうと。親もまたどういう生育歴を持って親になったのかということもありますよね。

だから、とって今保育所で問題になっているのが、決して、特別支援とか障害を持ったお子さんではないんだけど生活がしにくい。親子関係が築かれていない、親もどうしたらいいかわからないというところそのまま卒園してしまうと、おのずと不登校になってしまうというのが多くあるんです。だから、不登校を考えるとき、小学校、中学校だけではなくて、もう乳幼児期のときから、今、子どもたちがどういう姿であるのかというあたりを、私は仙台市なので、何か要求、要望をお願いするときは仙台市、直なのですが、県としてもぜひ考えていただきたいなというところで、ぜひ足立先生なんかすごくいい先生もいるし、あとうちのほうは去年も言いました、一昨年から始めている双子支援、無料で預かるという双子支援も、今日、塩野先生も今回委員になったようなので大変心強く思っていますけれども、いろんな意味で、ぜひ、不登校は決して小学校に行ったから不登校じゃないと。その基礎となるものは、保育所の時代、乳幼児からできているということを正直今本気になって考えないと、何か知らないけれども世の中ね、ぼんと押せばそれで伝わる、親とはメールだけで関わるという保育所もありますけれども、苦情ですらメールで受けるような保育所とかが多くなっているんですよ。やっぱりもうちょっと親さんと保育所がきちっとお話ができる、そういう体制づくりをしていく。

という、ちょっと長くなりますけれども、結局、親さんが子育てしにくい、子どもも育てにくい、育ちにくいとなったときに、1日の大半、半分以上を保育所にいる、保育所で預かるとすれば、今度は保育士の資質も高めていかないとなかなか対応できない。そういうことの研修とか、それから、七十何年変わらない最低基準の中で、相変わらず3対1、6対1、20対1、30対1という保育士と子どもの数のことも大変問題になっています。だから、ある程度50年ぐらい前までは3対1でも見れたかもしれません。でも、今このように子育てが難しい中で、ゼロ歳児を3人に1人、1歳児を6人に1人なんて、保育士見れるわけがないんですよ。そういうところでもぜひ県としても問題として抱えていただきたい。そして、何とかいい方向に持っていけるように私はしていかないと、いつもこの子育て支援の会議に出ていつも思うの。何で小学校、中学校からなのって。不登校って、要するに、ほら、私たちゼロから6歳まで見るわけでしょう。そうするとこの6年間で人間関係とか人としての人となりができるわけでしょう。人間形成もできるんですよ。ここを何かあんまり重要視しないで、小学校に行ってからこういう問題だ、いやそのまま引き続いて中学校だということに、ずっと私、問題投げかけているのですけれど、なかなかそのところがうまくいかないようなんです。だから、私は8050なんて言うけど、もう8060、それがもう7050、しいて言えばもう6040ぐらいにもうなっているのかなということなので、ぜひその辺をこの委員会の中で考えていただく。

そして、県もぜひ、本気になってね、未就学の今の子どもたちの状態がどういう状態なのか、せ

っかく足立先生も委員長さんをやっているからなので、ぜひその辺は期待をしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。すいません。長くなって申し訳ありません。

○足立会長

今のご意見で、事務局、資料2-1ですね。横長の間見直しの概要を出していただいてよろしいですか。

推進する施策のところで、今、高野委員からのご意見ですけれども、この赤で書かれたところを主に説明いただいていたところなのですけれども、見直しと、3の子どもの成長を支える教育の推進というところでも、このところ、例えば(3)の家庭や地域の教育力の向上等そういったことも重要であると、それから、その上の2の教育・保育の確保と充実、そうしたことも実はその今の3の(2)と関係しているのだというようなご意見であったと思います。

大橋委員から先ほど手が挙がっていますね。どうぞ、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

アスイクの大橋でございます。

我々も中高生中心に貧困対策事業とかで子どもたちと関わっている中で、不登校の子どもたちと関わっている中で、高野委員おっしゃるとおり、やっぱり幼少期からいろんなリスクの芽を持っていた家庭が多い。だからこそ幼少期から支えていく体制をつくっていくことが大事だという考えはすごく共感しております、私たちも、だからこそ保育所の運営なども行っております。

不登校ということに関してのご質問なのですけれども、今回、見直しの一つとして、不登校児童生徒の比率ではなくて、学習支援につながっている子どもの割合を見ていくということなのですけれども、その考え方自体は非常に大事なことかなというふうに思っております。やっぱりその不登校自体が問題ではないと。そうなった子どもがどのように子どもの権利なり学ぶ権利なりが保障されているのかどうかというところが大事だというふうに感じておりますので、そういった指標の見直しというのは非常に良いことかなというふうに感じておりました。

一方、確認したかったのが、学習支援を受けている児童の割合ということなのですけど、ここでその学習支援というのは具体的にどのような定義をされてらっしゃることにつきまして、ぜひ教えていただければと思っております。

○足立会長

いかがでしょうか。学習支援の定義ということですね。

○事務局

学習支援の定義につきましては、私どもも独自の調査により算出するところがございますけれども、様々な教育機関とつながっているというところ、あと、支援とつながっているというところも幅広く含めながら、今検討させていただいてるところではございます。ですので、子

どもたちのその生活の様子をきちんと調査で見取りながら、この子は学習支援を受けているところを判断させていただきたいと考えております。

○大橋委員

ありがとうございます。

一つの考え方として、1985年のユネスコの学習権宣言というのがございますけれども、やはりいわゆる教科学習だけではなくて、その子が主体的に自分の歴史をつくっていけるような学ぶ、多様な学ぶ機会というのをつくっていくということが大事なのではないかなというふうに考えております。なので、いわゆる学校につながっている、学校や、いわゆる適応指導教室につながっているということだけで考えていくしかないと思うのですが、例えば民間の団体であったりとか、あるいは実際調べるのは難しいかもしれませんが、民間のサービスにつながっている、あるいはホームエデュケーション的に家で勉強ができていたりとか、多様な学びという捉え方をぜひしていただいたほうがいいのではないかなというふうに感じているという意見でございました。

○足立会長

ありがとうございました。

ほかにご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。

今の教育機会の確保、あるいは不登校という関連でいいますと、中学校、非常に深く関わっているというふうに思いますけれども、佐々木貴子委員、いかがでしょうか。何かご意見等ありましたらお願いしたいと思っておりますけれど。

○佐々木（貴）委員

東和中学校の佐々木です。

やはり今高野先生のお話聞きまして、まさしくそのとおりだなというふうに思っております。不登校の背景には、やはり家庭環境、親御さんの教育の延長といえますか、教育に対する考えとか、聞こえていますか、声。

○足立会長

はい、聞こえております。大丈夫です。

○佐々木貴子委員

そういったものがものすごく大きいと思うんですね。ですので、先ほど来からこの改正案、見直し案の説明を聞いていて、かなり不登校のところに重きを置かれているなと思って、それはありがたいのですが、やはり不登校の未然防止のところ、そちらのほうの子育て社会推進課さんでもうちょっと力を入れるべき、べきと言ったら大変失礼なのですが、やはりそういった乳幼児から学校に入るまでのところ、それから学校に入ってからその低学年の部分のところ、基本的な生活習慣ですとか人間への信頼感やコミュニケーション能力など、そういったものを含めて、やはり家庭を支援すること。それによって子どもを育てるというような

ところが、すごく大きいのかなと考えます。なかなか中学校が直接親御さんを教育するというところは非常に難しく、不登校の背景には親御さんへの支援というところがすごく大きいなと思っておりまして、その学ぶ土台のところにもう少し力を入れて、あと家庭支援の乳幼児から小学校の低学年、10歳までくらいのところが大事なのではないかなというふうに思っているところがございますので、

○足立会長

ありがとうございます。

今、こちらのほうの画面止まっていますか。大丈夫ですか。

○事務局

ルーターの乱れがありました。今、再接続を試しております。少々お待ちください。ルーターは入りました。間もなく再接続ができるかと思えます。

○佐々木（貴）委員

…ので、不登校支援のための学びの保障も大事ではありますが、不登校を未然に防止するための家庭支援はどうあるべきか、もう少し吟味していただけるとよいと感じます。また、保育所さんがコロナによって休みになったときに、さらに預けるところがなくて働けないというお母さんたちとか、教員もそうなのですけれども、そういったところを助けるような施策をやっていただけないかなというふうには思っているところなのですけれど。

すみません。長くなって。よろしくお願いします。

○足立会長

ありがとうございました。

大変申し訳なかったんですけど、佐々木貴子委員のお話しになっていた後半の部分、会場のほうでラインがちょっと切れていて、全て聞き取れなく大変申し訳なかったのですが、先生、今、最後おっしゃったコロナ等でいうところ、もう一度言っていただけないでしょうか。

○佐々木（貴）委員

申し訳ありません。コロナ等で保育所がお休みになったときに、預けるところがなくて働けないという親御さん、すごく多いと思うんですね。そういったときに何かお助けするようなところを、民間に頼らないで何とか自治体とかでやってもらえないかなというふうにごく感じています。教員にも共働きで預けているおうちも多いですし、それで一番困っているのかなというふうに思います。三世代同居ではないですので、おじいさん、おばあさんに頼れない家、そこが一番子育てに困っているのではないかなと思うんですね。不登校問題にしても、子育ての孤立化に大きく関わっていると思います。ですので、社会でそこら辺、何とか、保育所を増やすだけではなくて、保育所が休みになったときも何か預ける手だてがあってほしいなというふうに思っているところです。祖父母と同じように、親の子育てを親身に相談にのって、助け

てもらえる行政支援の必要性を感じます。

○足立会長

ありがとうございました。不登校等の課題、基本的に子育ての基本的なところからしっかりさせるべきではないかというご意見であったかというふうに思います。

また、コロナにおいて、今、保育所、高野先生も拍手されていましたけれども、園を閉じる、あるいは自粛をお願いしなければいけないような状況が起きて、保護者の方がお預けするところがないということが今起きているのは事実です。この会議からそれた話にはなるのですけれども、大事な点で、恐らくまだコロナ禍続きますので、この点についても何らかのお考えを持っていただけるといいかなというふうに思います。今ご回答ということではなくて、よろしくお願いいたします。

それから、見直し案についてのご説明の最初に説明ありましたように、今、見直しのスケジュール、本日の審議会である程度出していただいて、それが2月の最終案になってまいりますので、今日特に強調してご説明されたところ以外でも見直しとして必要であると、各委員の領域といたしますか、ご専門のところから、ぜひご意見いただきたいと思っておりますけれども、そのほかの委員、いかがでしょうか。どうぞ、お気づきの点などありましたらお手を挙げていただきたいと思っております。大友委員。

○大友委員

具体的にお聞きしたいのですが、さっきから不登校の話題があって、私も不登校とか障害を持っている子どもたちに関わったのですけれども、ご指摘のように、不登校も貧困も世代をまたいでしまっているのです、家族もひっくるめて関わる人が多いのですが、不登校だったり家庭に問題を抱える子どもたちが学校に通えなくなったときに、恐らく教育機会確保法でも、先ほどお話しになった学習権宣言の理念でも同じだと思うのですけれども、時代的に恐らく何でも学校に戻さなければならないという時代が変わってきたという理念の下にできているものだと思うのです。昔なら通えない子は学校に戻さなければならない。そのために受皿としてNPOの方だったり民間の方だったりいろいろご尽力されていると思うのですけれども、具体的に公的な施設とか場で受入れの場所というのほどこがありますか。学校に通えなくなった問題のある子どもたちを公的な場所で、学校以外で受け入れる。今通っている学校以外で受け入れる。こういう政策や施設があるか教えていただけないでしょうか。

○足立会長

いかがでしょうか。

○事務局

義務教育課でございます。

小中学校に関して、まずお話しさせていただきたいと思っております。

まず、広域の市町村で設立されているけやき教室というところがございます。子どもたちが学校に通えなくなったときに支援する施設。それから、県内33の市町村にみやぎ子どもの心の

ケアハウスが設置されております。ここは各市町村ごとに運営をしているところで、ここでも学校に行けない子どもたちの学びの場、支援の場ということで、子どもたちの教育を確保しているというところでございます。大きなところでは、以上でございます。

また、今いろんなパターンがございまして、全く学校に行けないお子さん、それから、学校には行けるのだけれども、なかなか教室に入れないお子さん等々もいらっしゃいます。そういうところでは、今集中的に事業を展開しているところですが、別室登校で、そこに専属の教員をつけて運営して、その子に応じた教育をしていくという学び支援教室というのも展開しております。

また、先ほど申し上げましたケアハウスなのですが、ケアハウスにつきましても市町村で運営を、私ども県として支援しているのですが、外部委託もできるようになりまして、民間団体さんに、外部にケアハウスの運営を委託しているという状況もございます。

小中学校は以上でございます。

○足立会長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。本図委員、どうぞ。ミュートを解除してお願いします。

○本図委員

全体の事業について、細かいところはまだ、今回初めてなので、理解できないところもあるのですが、みやぎ子ども・子育て幸福計画を初めて見ましたときに、「幸福」という文字が入っていて大変いいなと思いました。これは6年度までなので、ぜひそういう幸福というところでお考えいただきたいのですが、今後考えていく中で、OECDもなのですが、それを受けて内閣府でもこの幸福のところ、最近では片仮名のWell-beingというふうに着目するようになってきて、これがやはりよくできた言葉であって、Wellな状態をbeingしていくということだと思いますので、やはり対象者が主体的に選んだり考えたりしていくことができるかという、そういう点はすごく示唆的だなというふうに思っております。対象になっているお子さんたちへ本当に十分な選択肢を提供できるか、志向を提供できるか、ご家庭が選択していくということが、健全な選択をしていくことができるかというその点は、今のある事業が、それぞれすばらしいのですけれども、でも、上からやりましたではなくて、本当にその人たちにとって意味のあるものかという、そういう視点を改めてWell-beingという中で持っていく必要があるかなというふうに思っております。今も話題になりましたケアハウスとか学び支援教室において、このところで、やっぱりお子さんたちに主体的な選択がたくさんあるよ、生き方がいろいろあるよというようなことを、自然体験も国際情報も、もちろん県内のことも含めて提供していただいていると思うのですが、単に居場所で受容することも大事なのですが、子どもたちの気持ちを受容したり保護者の状況を受容した中で、Wellなbeingに主体的になっていけるような内容というか、指導者の支援というような、質の高い、でも丁寧な支援を、その2つのところではぜひ意識をしていただき、やっていらっしゃると思うのですが、そのまた成果をぜひ県民にも広報していただきたいと

いうふうに思いました。

以上です。

○足立会長

ありがとうございます。

事務局いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。

Well-beingにつきましては、内閣府、国を挙げて、これからその満足度とか生活の質に関するものといったものに注目していきましょうといったことで、いろいろ指標を検討されている最中であるというふうに認識しております。

私たちも子ども・子育ての幸福ということで計画にしておりますので、今ご意見いただきましたことについても、そのアウトカムというか、その当事者がどう考えるかといったところが、どういう指標にできるかということを含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○事務局

本図委員のご意見、大変ありがたく頂戴いたしました。ケアハウス、学び支援教室においても、やはりWell-beingの発想でやっぱりやっていかなくてはいけないと、また決意を新たにされたところでございます。やはりこういうケアハウスとか学び支援の教育というのは、オーダーメイドの教育であると考えております。保護者の気持ち、それから、子どもたちの希望を考えながら、支援計画をみんなで作っていきましょうということは今うたい文句にして、さらに働きかけているところでございます。ですので、すぐ、ケアハウスに来たから勉強しましょうということではなくて、まず、少し自信をつけましょうとか、そして、社会的に自己肯定感を高められるように何かやっていきましょうとか、そういうのも各施設で工夫していただいて、そして、子どもたちが本当に社会的に自立に向かえるようにしていきたいと考えております。ですので、ケアハウスと民間施設がまたつながっていただいたり、様々なノウハウをみんなで連携しながらということで、今、私どももいろいろ関係づくりをさせていただいてるところでございますので、今後ともどうかご指導よろしく願いいたします。

○足立会長

それでは、ほかに委員の皆さん、ご質問、どうぞ、塩野委員、どうぞ。

○塩野委員

今回から参加させていただいております宮城県助産師会代表理事の塩野でございます。

先ほどから、不登校は乳幼児から考えていってはどういうお話がございました。私は、20年以上、両親教室という妊娠期のご夫婦向けのクラスをずっとやっておりまして、まず、妊娠期のご夫婦のチーム力を子どもが生まれる前からつけるようにいろいろなお話をさせていただいて、

もちろん愛着のお話ですとか、そんなこともさせていただいているのですけれども、今回皆さんの話を聞かせていただいて、不登校とかその後のところというところまであまり視点がございませんでしたので、非常に参考になりました。

最初、妊娠期のご夫婦は、全く手ぶらの状態で来ておりまして、全く産後の生活、どんなふうな生活になるのかとか、そういうのも全く分からない状態で、今コロナ禍ですので、まさに手探り状態で赤ちゃんを育てようとしているのですけれども、やっぱり両親が初めて机を並べて学習をする機会というのは、もしかしたら両親教室ぐらいしかないのかなと、今ずっとライフステージを考えておりましたら、本当に最初で最後なのかななんて思ったりしまして、改めて責任を感じておりました。ですので、本当に、おなかの中に赤ちゃんがいるのは女性のほうで、男性のおなかには何もないので、もうすごいギャップがありまして、そこを埋めるということを本当に使命としてやっておりましたが、もう少し長期的な展望で、助産師たちにも、そういう考え方で関わることがとても大事なんだということをこれから申し伝えていきたいというふうに本当に改めて勉強させていただきました。

それで、1点ご質問なのですが、資料2-2の中で(5)子ども・子育て支援に関する理解を深めるための広報という新設のものがございまして、その推進する主な事業の中の表の2番目、宮城県少子化対策市町村交付金事業というのがございまして、そこに情報発信の充実・強化ということで「事業費の一部を補助します」という文言がございまして、こちらは自治体向けだとは思いますが、対象が、どういうところに補助ということになるのか、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。やはり助産師として、もっと情報発信を今後強化していきたいというふうに思っております。宮城県助産師会としても、こういうものが活用できるのであればうれしいなと思った次第でご質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○足立会長

よろしくお願ひします。事務局、お願ひします。

○事務局

子育て社会推進課、長谷川です。

ご質問いただきました宮城県少子化対策市町村交付金の中の市町村が取り組む情報発信の事例をご紹介しますと、市町村それぞれいろんな情報発信の仕方をしているのですが、大きく分けると、例えば、デジタルを使ったアプリを使ってプッシュ型で情報発信するものがございます。そこは過半数の市町村がやっているのですけれども、それに対する補助を2分の1出していると。あわせて、デジタルだけではなくて、子育て支援拠点などでやる子育ての広場の事業、例えば、乳幼児の囃む教室、歯とかそういったかむかむ教室というような形をしながら、囃む部分の講習会をしながら、あとはお互いに意見交換をしたり相談を受け付けたりするような場として情報発信、また相談という形でやっただく事業にも県としては補助を出しております。そこは本当に妊娠期から子育て期まで幅広い時期について、市町村が工夫しながらやるものに対して幅広く補助するものとしておりますので、産前産後の時期も含めてご活用いただけるものとなっております。

○足立会長

塩野委員，よろしいでしょうか。

○塩野委員

はい。ぜひご相談させていただきます。よろしくお願ひします。

○足立会長

今，家庭教育というようなお話がありましたけれども，ファザーリング・ジャパンの竹下委員，いかがでしょうか。今のお話ですけれども，家庭教育等について，竹下委員のほうから何かご意見，あるいはご感想ございませんでしょうか。

○竹下委員

ありがとうございます。ファザーリング・ジャパン東北の竹下です。

宮城県の事例ではないのですけれども，昨年度，当団体のほうで山形県の委託事業をさせていただいた際に，当事者，父親になられる方，また，なっている方向けに，私のほうで，どうなったらお母さんたちが母になっていくのかというのを妊娠期から，自分の体験などを交えながらお話しさせていただいたのですけれども，なかなか，やはりお父様方ご自身が妊娠されるわけでないので，何となく分かってはいたものも，女性の体はこんなに変化するんだとか，体だけではなくて，やはり精神面的にも大変なんだということを，当事者のお母さん方にもお話をいただいたので，非常に理解していただいたということがありました。こういったことをやはり，自分が実際にざとなったときは分かるのですけれども，なかなか皆さんお忙しい中で，体験，分かってはいるものの実際できなかつたり，あと分からなかつたり，そのことを誰に聞いたらいいのか，職場に聞ける方がいらっしゃれば聞けるのかもかもしれませんけども，聞けないという方も多いので，ぜひたくさん，父親になられる方，もしくは今回，育児改正法と，男性の育休関係，改正になりますけれども，そちらのほうでもイクボスというか，経営者，管理者の方向けに幅広く周知して，育児について理解を深めていただきたいなと思う次第です。

以上です。

○足立会長

ありがとうございます。

共同参画という視点……コミュニティーのところからどうぞ。佐々木とし子委員，どうぞ。

○佐々木（と）委員

私は「親の学びのプログラム」というのを教育委員会の生涯学習課の方たちと一緒にやっているのですけれども，中高生向けの「親になるということ」というプログラム，それから，妊婦さん向けのプログラムを今回第3弾で開発されて，そのワークショップも行っているのですけれども，その中で，男子生徒さんとか，それから，夫婦でいらっしゃって，お父さんになる方から，どんなことをパパになったらしていったらいいのかというような質問とかを受けることがあるんですね。本当にゼロ歳児からの教育というのはすごく大切で，そこから愛着形成と

か自己肯定感が高まっていくとかということがすごく大事ですよ。そのお父さん自体が、今回、男性の育児休業ということで先ほどもお話が出ていたのですが、育児パパということで、産後パパ休というものもあるのですが、なかなかそれが進んでいない、取りにくいという現状がすごく出ているようなんですね。そういうことがこの取組の中に何も入っていないということなんですね。働き方の見直しという中に、ぜひ、女性の働く推進もなのですが、同時に、男性の育児を推進するというような取組も入れていただけるといいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○足立会長

ありがとうございます。

今のご意見のところで、少し頭抱えていらっしゃったのは佐藤憲康委員。男女共同参画という視点から、育児の取りやすさとかいうことについて、商工会のほうから何か情報提供というか、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

○佐藤（憲）委員

私の職場でも今年初めて男性職員が育児休暇を取得しました。育児取得にあたって改めて感じたことは、周りの理解と、育児に対する勤務環境をいかに整えられるかが大事であるということでした。

今回の見直し案には、広報活動に関する記述が追加されましたけれども、制度の周知広報をより丁寧に行うことで企業としても対応がしっかり行えると思います。必要な情報を必要な方が受け取れるよう広報活動を行っていただきたいと思います。

○足立会長

ありがとうございます。

今の男女共同参画というところでのご意見あったのですが、事務局から何か情報はございませんか。

○事務局

子育て社会推進課です。

男性の育児休業の取得に関しては、非常に大事なことでありまして、目標指標の一つになっている部分でもございます。県の将来ビジョンの中の目標指標の一つになっているところでもあります。ただ、なかなか伸びていないところもありますし、育児休業制度がない職場というものもありますけれども、県としては、育児取得できるなら育児の取得を促進、そして、男性の家事・育児の参加促進というのをもっと進めていきたいと思っております。

今年、男性の家事・育児参画促進のためのPRをする動画をこれから作成することとしておりまして、秋になるのですが、それも使いながら広報を進めていきたいと思っております。

あと先日、ベビーファースト宣言ということで、青年会議所さんと一緒に取り組んでいきま

しょうというタイアップの宣言をいたしましたので、そちらのまさにお父さん世代になる方々で働き盛りの方々とも連携しながら進めていきたいと考えております。

○足立会長

ありがとうございます。

公募の佐藤作智栄委員ですけれども、当事者の立場といたしますか、何かご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤（作）委員

今年度より公募委員として参加させていただいております佐藤作智栄です。よろしくお願ひします。ふだんは山元町のほうでNPOのほうを運営しているのですが、ゼロ歳児から未就学児の親子連れを対象の活動と、先ほど佐々木とし子先生のお話ありました家庭教育支援のほうもお手伝いをさせていただいております。

保護者の立場としてなのですけれども、先ほど不登校の話があったのですが、やはり不登校のお子さんを持つ親御さんも周りに結構いるのですけれども、皆さんお話を聞くと、やっぱり授業についていけないとか学力の問題で行けなくなっている子たちも結構いるんですね。先日、私、読書の勉強をさせていただいたので、やはり読書をすることによって学力が上がるという統計も出ているので、それを小さいうちから親御さん向けに働きかけるのも大事ななということで、子育て広場のほうでは、どうしたらお子さんたちが本を読む機会ができますかという問合せもよくあるので、子どもたち向けだけではなくて、親御さんも楽しめるような本の読み方とかそういうのに取り組んでいるのです。今2歳児とか3歳児に本のプレゼントとかを各市町村でもやっていると思うのですが、プレゼントだけではなくて、読み聞かせの方法とか、そういうのもどんどん取り入れていただけたらうれしいなと思っております。よろしくお願ひします。

○足立会長

ありがとうございます。具体的なお提案いただきましてありがとうございます。

まだご発言いただけていない委員のほうで、ご意見とかご質問ございませんでしょうか。放課後児童クラブの齋藤委員、いかがですか。

○齋藤委員

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の齋藤と申します。今日はインターネット接続のほうで問題がありまして、途中から画面のほうに入らせていただきました。今、皆さんの会話についていくのに必死な状態ではございましたが、不登校のお話等々皆様のお話をお聞きして、本当に学びの多い時間を共有させていただきました。ありがとうございます。

児童館というところは、やはりゼロから18歳までというところ、全ての児童に対して網羅して関わっている施設になるのですけれども、やはり不登校の問題というのは、先ほど高野委員のほうでもお話あったとおり、やっぱり学童期の子どもたちだけではなくて乳幼児期の関わりから常に考えていく必要があるなというところもございまして、あとはやはり妊産婦の出生前

の時期からのケアというところで、保護者、親となる方々、そして大人の意識というところの改革というところもすごく大切だなというふうに感じております。なかなか男性の育児参加ですとか、そういった家庭の支援というところを考えていたときに、先ほどイクボスの話も出ましたが、現役の子育て世代だけではなくて、やはり私たち大人、あと中高年世代の子育ても一段落した年代の人たちこそ、その意識を変えていかなければいけないのかなというふうに思います。子どもたちが、積極的に自主性、主体性を持って様々なことに関わっていく、不登校のような状況であったとしても、主体的にいろんな学びを獲得していくというところ、もしかしたら私たち大人のほうが今までのイメージの中で不登校は悪いとか、こうすべき、学校に行くべきとかというところで狭めてしまっているところもあるのではないかなというふうなことも考えますし、あと、男性の育児休暇の取得というところにつきましても、やはり働く、経営側のほうの意識改革というところもすごく必要になってくるかなというふうに思いますので、子どもたちへのアプローチ、乳幼児期からつながりを持った、発達をイメージしたアプローチはもちろんです。大人の意識改革というところもアプローチの中ですごく大切な視点ではないかなというふうに感じてお話を聞かせていただいたところです。そのような多様な視点を用いて、幸福計画などをよりブラッシュアップしていただければというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○足立会長

ありがとうございます。新しい視点、加えていただきました。

妊娠期からというお話があるのですけれども、幼稚園のほうから、ぜひご発言をいただきたいと思うのですけれど、関先生、いかがでしょうか。

○関委員

認定こども園の関と申します。よろしくお願ひいたします。

今日は大変勉強になるお話がたくさんだったので、まさに、おなかの中に入ったときから教育が始まるということをよく耳にしますが、やはりお母さんたちもお父さんたちもみんな不安な状態で赤ちゃんの誕生を待っていたりということを目の当たりにしているのですが、その中で、どのように私たちが接してあげればいいのか。一人一人のお母さんたちは個によって全然環境が様々ですので、その個に応じた対応の仕方というものを園ではきめ細やかにしているつもりです。

でも、学校との連携となるとどうでしょうか。大変切れ目ない連携をしていかなければいけないという接続なども考えてはいるのですけれども、このような問題がある為、小学校に進級した際にはこのように対応してください、というようなことを実際に見に来ていただいたり、お話をする機会があるととても良いと思います。時々お話をする機会があると、とてもいいと思うのですが、先生たちがとっても忙しくて、なかなか幼稚園に出ることができなかつたり、それから幼稚園から小学校に行くにもやっと調整していくことが多々あるんですね。だから、切れ目ない援助というか接続をしていくということは、やっぱり小学校においても、その入学前の児童の精神的な心の支えとなる先生たちの連携というものも常に、学期に1回でもいいですので幼稚園に見に来てくださったり、学校に行ったりしながら、この子はこんなふうな

性格なんですよなんていうことがじかに理解することにつながります。だから、継続的な接続に重点を置いていかなければいけないのではないかと感じており、もう少し小学校との連携が密になっていくといいのかなと思います。

うちの幼稚園は大体 290 名ほどいる中で卒園児は約 90 名おり、18 校ぐらいにわたる小学校に進級していきます。そうなってくると、一人一人の子どもたちについて丁寧に接続の説明をしてあげたいなと思っても、小学校側から「文書だけで結構です」なんていうこともあるので、やっぱり生まれてからずっと継続してその子どもたちが幸せに生活が送れるためには、小学校との連携も含めてとても大切ではないかなということを感じています。

以上です。

○足立会長

ありがとうございました。

それから、今日こちらに来ていらっしゃいます民生委員児童委員協議会の佐藤善司委員、いかがでしょうか。お話などを受けて、何か、よろしいですか。分かりました。

それから、来週お邪魔いたしますけれども、石巻市の保健福祉部の津田委員、いかがでしょうか。今日の議論をお聞きになっていて、支援する課としてのご感想などあったらよろしくお願いいたします。

○津田委員

石巻市の津田といいます。今日はいろいろな立場の皆様からいろいろ大変貴重なご意見をお伺いできて、大変勉強になっております。

妊娠期からということと言わせていただくと、やはり、今、核家族化が進んでいて、なかなか頼れる人がいないですとか、周りに子育てをしている方がいないということで、どうやって子どもを産んで育てていったらいいのかなとすごい不安になっている妊婦さんですとかお母さん方が多いような状況がうかがわれます。

昨年の9月からなのですけれども、石巻市のほうでは育児ヘルパー事業を行いまして、妊娠期から6か月のお子さんをお持ちのお母さん方の支援に当たっているところなのですけれども、やはり相談できる人がいるとか愚痴を聞いてくれる人がいる、応援してくれる人がいるということで、随分心の支えになってるようなご意見が多く寄せられております。おかげをもちまして利用のほうも何とか計画どおりには進んでいるところではありますが、コロナ禍ということもあって、お母さん方、随分孤立、孤独を抱えている方が多いような状況ですので、これからもそういった支援から、子育て支援センターですとか包括支援センター、いろいろな事業をやっておりますので、そちらのほうにつないでいけたらと思っております。

○足立会長

ありがとうございました。

間もなく12時近くなりますので、以上でご意見のほう、ここで閉じさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

最後に、私から1点だけ付け加えさせていただきます。

資料1-1にありましたみやぎ子ども・子育て幸福計画の指標の状況の中に、6の子育て世代包括支援センターがございますけれども、来年度からこども家庭庁ができ、この子育て世代包括支援センターがこども家庭センターというふうに変わっていく、再来年度だと思っておりますけれども、この令和6年にかぶってくるかなというふうに思います。残念ながらこの子育て世代包括支援センターの制度があまりうまくいっていないということがあつての取組、変更かなというふうに思っております。ぜひ、例えば、石巻なども進んでおりますけれども、モデル地域を選定していただいて、新しい事業につなげていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。

事務局にお返しいたします。

【5 閉会】

○事務局

足立会長、ありがとうございました。

最後に議事以外の点で委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。

次回の会議のご案内でございます。令和5年の2月頃を予定しておりますので、改めまして事務局からご案内申し上げたいと思います。

また、資料送付につきましては、会議開催の1週間前をめどに文書でお送りしたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。